

164-参-厚生労働委員会-10号 平成18年04月11日

※日本とカナダの社会保障協定に関する特例法案についての質問

○辻泰弘君 おはようございます。民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

本日は、日本とカナダの社会保障協定に関する特例法案について御質問をさせていただきたいと存じます。

この協定も、既に六か国との協定が結ばれているということかと思えます。今度で七か国目ということなのかと思うわけですが、まず、そもそもということですが、この社会保障協定なるものの起源といえますか、聞きますところ、百年ほど前にさかのぼるようですが、そのことについてまず御説明を賜りたいと存じます。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 社会保障協定の起源につきまして、大変恐縮ながら正確な歴史的情報を持ち合わせているわけではございません。

なお、私ども、明治学院大学の岡伸一教授が書かれた著作を調べさせていただいたところによりますと、おっしゃるように、一九〇四年にフランス、イタリアの間で、社会保険に関する二国間条約として両国国民に社会保険給付を保障することを目指して締結された条約があるということでございます。

○辻泰弘君 そうすると、二重払い防止とか通算とか、そういうようなことまで規定したかどうかは分からないということですね。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 今引用いたしました書物におきましてはその内容、詳細は書かれておりませんものですから、よく承知しておりません。

○辻泰弘君 そこで、今までに既に各国との協定が締結し、一部発効しているわけですが、まず、日本と協定を結んだ、締結した国々、その発効状況、それと同時に、年金通算についての協定を締結した国で、かつ既に発効している国がドイツ、アメリカとあるわけですが、その施行状況について御説明をいただきたいんですが、その後者のドイツ、アメリカ間については、請求件数、裁定件数、年金の支給額、平均支給額、年金支払方式、どうなっているか、このことについて御説明を賜りたいと存じます。

○政府参考人（青柳親房君） ただいま社会保障協定についての締結の発効状況その他のお尋ねがございました。順次お答えをさせていただきますと存じます。

まず、日本と協定を締結しております国の数につきましては、お尋ねの中にもございましたけれども、現在六か国、で、七か国目、現在カナダについて今回御審議をいただいて

いるわけですが、そのうち、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカの四か国についてこの協定が発効しております。

ドイツとアメリカにつきましては年金の加入期間の通算を行っておりますので、その施行状況についてこの両国についてお答えを申し上げます。

まず、ドイツとの間でございますが、ドイツにつきましては、平成十二年の二月に協定が発効しております、今年の三月までの間に、まず、日本の国民年金、厚生年金に対します請求が百七十六件ございました。裁定されたものが百十二件、裁定されたものの年金総額は四千二百四十一万八千円、そして裁定された年金額の一人当たり平均は三十七万九千円、これらの金額は約ということで御認識いただければと存じますが、このようになっております。また、ドイツの年金について行われました裁定の件数については、十七年三月現在で三百八件になっております。

続きまして、アメリカとの協定についてでございますが、これは、アメリカとの協定は平成十七年の十月に発効しております、今年の三月までの間の実績を申し上げますと、まず、日本の国民年金、厚生年金に対します請求が五十件、裁定が一件となっております。この裁定された年金額は約二十四万三千円でございます。また、アメリカの年金について行われました裁定件数は、発効が去年の十月ということですのでまだ詳しい数字は承知しておりませんが、私どもの業務センターを通じてアメリカの方に請求をしている関係上、請求件数については承知をしております。本年三月末現在で一万一千四百三十九件の請求があるということでございます。

最後に、年金の支払方式でございますが、日本の年金それから相手国の年金ともに、銀行口座への払込み等によって行われております。

○辻泰弘君　まあ、アメリカの場合は、かなり偏っているといえますか、日本人の方からの請求が多いという状況かと思えますけれども、それはそれなりに進行していると、このように思うわけですが、支払方式も円で振り込みと、こういうことのようにございます。

さて、今回の協定並びに法案についてでございますけれども、今度の日本とカナダの協定が年金だけの協定になったわけでございます。昨年はベルギー、フランスなどございましたけれども、その際には医療もあり、労災、雇用保険なども加味されていたというところもあったわけですが、今回、年金のみになった理由というのについて御説明を賜りたいと存じます。

○政府参考人（渡邊芳樹君）　日本とカナダの協定につきましては、両国の外交交渉の結果締結する運びになったわけですが、カナダにおける医療保険制度及び労災保険制度、これは国ではなく州が権限を有しており、連邦政府だけでこれらの制度を含めた社会保障協定を締結することが不可能であったということから、カナダにつきましては対象としておりません。また、雇用保険制度につきましては、カナダがこれまで締結した諸外国との社会保障協定の中でカナダの雇用保険制度を含めてこなかったというのがカナダ側

の事情でございます。そうした先方の主張を受け入れまして協定の締結に至ったわけでございます。したがって、雇用保険制度も今回の協定については対象としておりません。

以上でございます。

○辻泰弘君　そこで、日本とカナダの社会保障協定によって直接かかわりを持つそれぞれ両国の人員見通し、そしてまた、今回の措置によつての負担の軽減額、また遡及適用対象となるような方の数の見通しがあればお示しいただきたいと存じます。

○政府参考人（渡邊芳樹君）　今般の日本とカナダの社会保障協定におきまして私ども想定をしております対象者等につきましてお答え申し上げたいと思います。

現在、日本からカナダに派遣されている企業駐在員等で両国の年金制度に二重負担している者の数につきましては約九百人と推定しております。また、本人及び事業主がカナダの年金制度に対して負担している保険料の総額は年間で約三億円になるものと見込んでおります。

第二に、在日カナダ人の負担軽減額につきましては不明でございますが、法務省の統計によれば、カナダから日本に派遣されている企業駐在員等は百三十三人というふうに承知しております。なお、過去に加入していた期間と通算することにより新たに年金の受給権を取得することとなるであろう人数の推計につきましては、過去の加入記録についてのデータが十分取れないことから、残念ながら不明というふうに見ざるを得ないと考えております。

○辻泰弘君　そうすると、カナダのサイドからする負担軽減額は分からないということですか。

○政府参考人（渡邊芳樹君）　百三十三名という数値だけから考えましても極めて少額であり、日本国の方の負担軽減額の約三億円に比べて小さな数字になるのではないかと思います。その実態が必ずしも明らかでございませんものですから、その計算はしておりません。

一方、カナダに行っている日本人の関係でございますけれども、カナダ在留の民間企業関係者という中から、平成十七年現在で日本の商工会、現地の商工会の調べによる割合を用いまして推計をさしていただいているということでございます。

○委員長（山下英利君）　少々お待ちください。ちょっと委員が替わりました。

○委員長（山下英利君）　この際、委員の異動について御報告を申し上げます。

本日、前川清成君が委員を辞任され、その補欠として家西悟君が選任をされました。

○辻泰弘君 今回の御答弁の中で、極めて少額ということがございました。こだわるつもりじゃないんですけど、実は私、事前に御説明をいただいたときには一億七千万とか一億八千万という話は聞いていて、それが政府として出せないというのは、それは判断としてあるかもしれませんが、極めて少額ということでもないわけですよ、それだと。だから、その部分、どうなんですか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 私申し上げましたのは、日本国と比べますとまあ少額であるということ、少し表現が過ぎたところはあったかと思えます。

ただ、先ほど申しましたような商工会その他の実地の調査に基づいたベースがあるわけではございませんものですから、あえて答弁の中では数字については答弁を控えさせていただいたということでございます。

○辻泰弘君 それから、遡及適用の見通しはどうなんですか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） おっしゃっておられるのが、恐らく過去の加入記録に基づいてどういうことになるかということだと思いますが、過去の加入記録につきましてのデータは十分取れないというのが実情でございます。

○辻泰弘君 事前の説明であったのが出てこなかったというのはちょっとあれですけども、まあその点は問題点として申し上げておきましょう。

さて、もう一つ、今度は通算並びに二重加入防止といいますか、その期限を、派遣期間を五年で区切っているということになるわけですが、これは今年のベルギー、フランスも五年だったと思いますけれども、何ゆえ今回もカナダとの間で五年という区切りを持たれたのか、その理由について御説明を賜りたいと存じます。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 日本からカナダへ派遣される期間につきまして、五年未満という方が約八割を超えているという、八割を超えているという実態調査が商工会においてなされておるといことも踏まえまして、今回も結果的には同じ五年というふうにさせていただきます。

○辻泰弘君 そうすると、この期限というのはその国とその国との間で決めていくということになっていると。それでいいですね。

○政府参考人（渡邊芳樹君） もとより、個別各国ごとの交渉でございますから、一つ一つ確認をしていくものであろうかと思えます。

ただ、五年というのが一般に多いということも先生御承知のとおりだと思います。

○辻泰弘君　そこで、具体的なことについてお伺いしていきたいと思うんですけども、当初から五年以上カナダに派遣されるという方の場合、その場合の被用者年金の加入のルール、そしてまた根拠条文、それをお示しいただきたいと存じます。

○政府参考人（渡邊芳樹君）　例えばでお答え申し上げますと、日本からカナダに派遣される者の派遣期間が当初から五年を超えるものと見込まれる場合には、協定第五条第一項により、原則どおりカナダの年金制度のみが適用されることとなるというものでございます。

○辻泰弘君　その場合、自分で選ぶならば、五年以上派遣される場合も日本の国民年金に任意加入することは可能でしょうか。

○政府参考人（渡邊芳樹君）　今般の協定は両国の年金制度の二重加入防止のための調整を行っているわけですが、これは強制加入についてのみのその適用調整でございます。調整の結果適用されないこととなった制度に任意加入するということまでを排除しているものではないと解釈しております。例えば、当初から五年を超えると見込まれる期間カナダに滞在し、カナダの年金制度のみ適用されることとなる者が日本国籍を有する場合は、日本の国民年金に任意加入することも可能であるというふうに考えています。

○辻泰弘君　それから、自ら申請をしなかったら、まあ企業からということになりましようけれども、被用者保険の二重加入ということも、これは法律的にはあり得るということでしょうか。

○政府参考人（渡邊芳樹君）　協定発効後、二重適用の調整を行うに当たりましては、具体的な手続として、調整を受けようとする者が、この場合、委員御指摘のとおり、お勤めの会社がということが実態的だと思いますが、自国の実施機関に対して適用証明書の交付申請を行い、この証明書を相手国の実施機関に提示することにより相手国の年金制度からの免除がなされると、こういうルールでございます。したがって、当該申請が何らかの事情で行われなかったというような場合には二重加入の状態は継続せざるを得ないというものでございます。

○辻泰弘君　一方、当初五年以内で派遣だというふうに思われていたけれども実際五年以上になったと、こういう場合のルールはどうなっているのか、根拠条文も含めて御説明ください。

○政府参考人（渡邊芳樹君）　協定第五条第二項の規定によりまして、当初予見できなかった事情により派遣期間が五年を超えることとなった場合には、本人の申請に基づき、実施機関相互の協議により、派遣元の国の制度のみ加入するという取扱いの一定期間の延長

を認めることとしております。

○辻泰弘君 それから、障害年金、遺族年金にかかわることですけれども、これは法律の六条、七条、八条、十七条、十八条、十九条にかかわることかと思いますが、いわゆる支給要件にかかわることですけれども、保険料納付済期間と免除期間が全期間の三分の二以上なければならないと、こういう納付要件がある。また同時に、初診日、死亡日についての規定を定めたいわゆる加入中要件というものがあると、これについても配慮するという規定が盛り込まれているというふうに伺っておりますが、そのことについての御説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人（渡邊芳樹君） ただいま委員御指摘のとおり、国民年金及び厚生年金の障害年金及び遺族年金につきましては、保険事故が発生した時点で保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の三分の二を満たすこと、それから、初診日又は死亡日において国民年金制度又は厚生年金保険制度に加入していたことといった要件を満たす場合にこれらの年金を支給することとされております。

今回の法案におきましては、日本の年金制度への加入期間だけでは保険料の納付要件を満たさない場合には、カナダの保険期間を通算することにより納付要件を満たすようにすることができること、それから、初診日又は死亡日がカナダ保険期間中にある場合には、日本の年金制度加入中に初診日又は死亡日があったとみなすことといった趣旨の特例規定を置いておるところでございます。

○辻泰弘君 それから、年金通算を受ける場合のその要件ということになるわけですが、最低加入していなければならない期間というのがそれなりにあると思うんですね。カナダの方、日本の方とそれぞれあると思うんですが、それについて御説明ください。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 本協定上、カナダの年金につきまして事務処理の煩雑化を防ぐ観点から、一定期間以上の保険期間を有している場合に限り年金加入期間の通算を行うこととされております。

具体的には、カナダの年金を受けるための通算に当たっては、老齢保障制度、OASと言われますが、この制度からの給付を受けるためには一年以上カナダの居住期間がなければいけない、それから、カナダ年金制度からの給付を受けるためには一年以上のカナダ年金制度加入期間及び三か月以上の日本の加入期間を有することを要件としているところでございます。

なお、日本の年金につきましては、こうした要件は設けておりません。

○辻泰弘君 もう一つ、今回の法律で少し、改めてこういうこともあるのかと思った部分でございますけれども、今回の法律によって支給する国民年金法による給付の額が他の国との間の社会保障協定によって支給される給付額よりも低いときには、この法律の規定に

かかわらず、他の国との特例法の規定により支給する額を支給するんだということの規定が入っているわけですね。これは、少し細やかといいますか、難しい部分もございませけれども、このことについて御説明を賜りたいと存じます。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 少々込み入ったケースのお話でございますので、まず事例で申し上げたいと思いますが、国民年金の被保険者期間を十五年持っておられる方がカナダの保険期間とドイツの保険期間をそれぞれ五年ずつ有しておられるという、そういうある特定の個人がいらっしゃったと。

その方の障害基礎年金を支給する上では、例えばカナダとの間の協定上定められた期間案分の率、案分率と言っておりますが、それは十五年とカナダの五年とドイツの五年を全部足し合わせた二十五年を分母といたしまして、そしてカナダの部分の五年というものを比較いたしまして二十五分の五を支給する、こういうことになっておりますが、例えばドイツ、先ほどの例で言いますとドイツでございますので、ドイツの場合には日本の十五年と自国の五年分だけ、したがって分母が二十年になって、ドイツにいた期間が五年、二十分の五ということで当てはまる。

これはそれぞれの国との交渉で決まっておりますが、カナダの場合は理論的な加入期間をすべて満たしたとした場合に、実際にカナダにいた期間がどのぐらいの割合になるかということを示しておりますし、ドイツのようなケースでは、実際にドイツと日本にかかわる加入期間だけを基礎として考える。こんなようなそれぞれの国との協定、相手側の主張、こういうものに配慮したバリエーションがあるわけございまして、総じて申しますと、国民年金法上、定額を支給することとされております障害基礎年金や遺族基礎年金につきまして、この定額にそれぞれの国の加入期間を案分して支給するということになるわけございまして、実際に有している日本の保険期間に応じた額を日本としては支給する、こういうこととなりますので、それぞれの協定対象国に所在していた期間というものによってどういう扱いになるかというのが、国と国との協定ごとにルールが違っているというのが実情でございます。

○辻泰弘君 これは、今までの年金通算があった協定にも全部盛り込まれていたということでしょうか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） そのようになっております。

○辻泰弘君 それから、効力発生のことについてお聞きしておきたいと思うんですけども、協定の十九条でございましたか、外交上の公文を交換した月の後、四か月目の月の初日に効力を生ずると、こういうふうな規定になっているわけです。これまで、昨年の場合にはたしか三か月だったと思うんですけども、これは四か月になっているということはどういう背景があったのかということ。

それから、法律が成立してから公文交換までの期間、どれぐらいと考えておられるか。

政省令をお作りになったりする期間もあるのかもしれませんが、どのくらいで発効することなのか、そのことについて御説明を賜りたいと存じます。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 社会保障協定につきまして、法律案の成立後に御指摘のとおり政省令の作業などを行った上で、協定の効力発生に必要な憲法上及び法律上の要件が満たされた、いわゆる国内法の整備がすべて終了した旨の記載のある公文を両国間で交換することとなっております。

法案成立から公文交換までに掛かった期間は、日米協定の場合少し長くて一年一か月掛かったということですが、この日加協定につきましては、公文交換の後四か月目の初日としておるところですが、近年締結したものはおおむねこの公文交換後四か月目の初日という、このカナダ側が主張している、こういうような同様のものが多いわけですが、それを受け入れた形でこの協定は効力を生じるということになっております。

公文交換までに掛かる期月といたしますのは、冒頭申し上げましたように、国内の政省令の整備、それから両国の公文交換まで長い場合で一年一か月だったというふうに承知しておりますが、それ以降四か月ということで協定の発効は予定されているというものでございます。

○辻泰弘君 今まで、効力発生まで公文交換後三か月というのが多かったんじゃないんですか。それはどうですか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 少し資料を今見ておりますが、法律の公布から公文交換までの期間ということですが、イギリスの場合は六か月、韓国の場合は七か月というふうに承知しております。

○辻泰弘君 それはいろいろあるということだろうと思います。

それで、協定の内容を事業主、また年金の受給者に、遡及適用ということもつながってくるわけですが、そういった方々に広報、周知を図らなければならないと、こういうことがあるかと思うわけですが、これについてどういう方針で臨まれるのか、そのことについて御説明を賜りたいと存じます。

○政府参考人（青柳親房君） 協定内容についてどのような形での周知、広報を図るかというお尋ねがございました。

これまで、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカとの協定が発効しておりますので、その例に倣いますと、例えば協定締結国ごとに協定の概要等を説明したチラシあるいは小冊子といったものを作成いたしまして、これを事業主等へ配布をしております。また、関係団体等の協力の下に、国内の事業主あるいは現地の邦人等に対して説明会を開催させていただいております。また、年金の受給権者に対しましては、裁定請求の事前案内のはがきあ

るいは受給者あての封筒といったようなものを活用いたしまして情報提供をさせていただいております。また、より一般的な手法といたしまして、当庁のホームページに協定の内容あるいは手続を紹介するようなコーナーを設けるということで対応させていただいております。

今年度中にフランス、ベルギーが発効予定でございますし、今回御議論いただいておりますカナダ、この協定の実施に当たりまして、事業主、被保険者、それから年金の受給権者、こういった方々に対しまして必要な情報が提供されるように、積極的な周知、広報に努めてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 それで、カナダの方の状況をお聞きしておきたいんですが、カナダが社会保障協定を結んでいる締結対象国ですね、これはどのぐらいになっているか、お示してください。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 平成十八年三月現在、カナダが協定を締結している国の数ということでございますが、米国、韓国、EU加盟国、オーストラリアなど、計四十五か国と協定を締結しているものと承知しております。

○辻泰弘君 それから、日本に協定締結の申入れ、交渉開始の申入れがあった国もあると思いますが、その状況を御説明ください。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 我が国の方に数か国既に協定締結の申入れをしておられるところがございます。イタリア、それから現在交渉中のオーストラリアやオランダ、それからチェコ、スペイン、オーストリア、それからルクセンブルク、ブラジル、こういった国々が今のところ私どもの方に協定締結の申入れをされておられる国であると承知しております。

○辻泰弘君 今おっしゃったルクセンブルクというのは、私がいただいた資料では昭和六十二年に申入れがあったということのようで、大分長く掛かっているようですが、こういうところというのは、時間が掛かるということは、それは当然あり得るんだと思うんですけども、何がネックになって進んでないんでしょうか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 本件は基本的に両国間の外交当局の交渉が開始されるかどうかということが一番大きなポイントでございますし、申入れはしばらく前になされておりますも、その後の外交交渉というものが十分に煮詰まってないと、こういうようなところが少し時間の掛かっているところと承知しております。

○辻泰弘君 内容的なことがよく分からなかったような気がしますが、まあそれはそれとして進めていただきたいと申し上げておきたいと思っております。

そこで、年金協定より少し幅広くなるかもしれませんが、カナダの年金制度がそもそもどうなのかということも大事なポイントだと思うわけでございます。

そこで、日本の場合は皆年金である、公的年金は二階建てである、賦課方式である。負担は税も投入しているけれども基本的には社会保険方式であると。支給開始年齢六十五歳、最低加入期間は二十五年と。平均支給額は十七万とか、そういうことがあるわけですが、これらについてカナダの方はどうかと、このことについて御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 大づかみなところの御説明で恐縮でございますが、カナダの年金制度につきましては、全居住者を対象とした税方式で運営される老齢保障制度、OASと言われる制度と、被用者、自営業者を問わず所得のある者を対象とし、社会保険方式で運営されているカナダ年金制度が併存している、そういう体系であると承知しております。

老齢保障制度につきましては、カナダ国内に一定年数以上居住していることを条件として、六十五歳以上の者に給付が行われます。また、カナダ年金制度につきましては、年間で三千五百カナダ・ドル以上の所得がある十八歳以上七十歳未満の方が加入義務を有しており、六十五歳以上の方に対して所得比例で給付が行われているというものでございます。

最低加入期間というような形で日本のような制度は設けられていないということでございますので、少額の年金も出てくると承知しておりますが、平均支給額につきましては、OASにおきましても、それからカナダ年金制度におきましても、それぞれ月額日本円にいたしまして四万円程度というふうになっておるものと承知しております。

○辻泰弘君 今、少額とおっしゃったのは所得比例の方のことをおっしゃっているんですね。その基礎部分については税方式なわけですか、そこは確認させてください。

○政府参考人（渡邊芳樹君） おっしゃるとおり、税方式の部分につきましては、一定年数以上居住していた方につきましては定額の支給がなされるというものでございます。

○辻泰弘君 今回、カナダの年金制度を調べさせていただきまして、手前みそかもしれませんが、民主党の申し上げておった制度にかなり似通った部分があると、精神を同じくするものがあると、このように思ったところでございます。

すなわち、基礎年金の部分は税方式で支えるということでございますし、自営業者の方々も九・九%、被用者と同じ保険料率で負担をされている。自営業者の方は折半じゃなくて、自営業者がフルに負担されるということになるわけですけれども、そのことについても我が党の案についてのいろいろ御指摘もいただいたところですが、現実にカナダにおいては被用者の場合は労使折半だけれども自営業者はフルに負担をされていると。こういう中で税方式を基礎年金とし、上に所得比例の年金をつくっているという状況であるわけでございます。

そういった意味で、私どもの方針も一つの現実に行われている体系があるということ得意を強くした次第でございますが、そのことについてもまた今後とも私ども取り組んでいきたいと思っているわけでありますが、そのカナダの年金制度で、今御説明もございましたように、やはり基礎の部分の税方式で無拠出であるということになっている。そのことによって、やはりカナダの低所得である高齢者の方々がかなり相対的に手厚くなっていると、こういう指摘がございました。

これ国立社会保障・人口問題研究所の室長さんが書かれた本で、いい指摘をされていると私思ったんで、ちょっと引用したいと思うんですけども、カナダに比較して日本の高齢者の低所得層は必ずしも経済的に恵まれていないと。現在の年金制度をもってしても日本の高齢者は社会の中で低所得である割合が高い。日本に比べカナダの低所得の高齢者層は比較的に良い経済状況である。カナダの研究者によると、一九七〇年代から二〇〇〇年にかけてのカナダの年金制度が大きく充実したことに関連している。そのような指摘がございました。

また、先ほど言いましたように、カナダのOASですね、これが無拠出である、そのことによって実質的にほぼ普遍的な制度になっているということ。日本に引き直せば、基礎年金が全額税方式で成り立っている、なるがゆえに無年金は生じない、低年金も生じない、基礎年金はフルに適用されると、こういうことを意味しているわけございまして、そのことが高齢者の低所得層を生んでいないと。相対的なことではございましょうけれども、そういったカナダの状況につながっているということの指摘があるわけございまして、私はこれは非常に傾聴に値することだと思うわけでございます。

また、同時に、カナダの公的年金制度と日本の公的年金制度の大きな違いの一つは、カナダの公的年金制度の一階部分、基礎年金の部分ですね、それが高齢者の最低生活を保障するものとして明確に位置付けられている点であると。日本においては基礎年金は拠出を前提とする社会保険であり、高齢者の最低生活保障に関する位置付けは明確でないと、こういうふうな指摘がございました。

そして、結びとして、所得の低い高齢者の所得保障をどのように行っていくのかという観点が日本の公的年金の改革においてはいま一つ欠けているように思われると。そして、高齢化する日本の社会の中で、高齢者に対する最低生活保障をどのように社会が担うべきか、カナダの制度を参考にいま一度考えてみる必要があるのではないだろうか、こういった結びになっておりまして、私は非常に的を得た御指摘であろうと思いますし、こういったことで国立の社会保障・人口問題研究所の方が書かれているのを私は意を強くした思いがいたしますが。

やはりこういった意味で、政府としては、おとしやったわけでございますから、すぐにこちらに行くよということはないのかもしれませんが、しかしこの部分、やはり大事な視点だと思うわけでございます。政府流に言えばまずは二分の一にしてというふうな話になるかもしれませんが、やはり基礎年金の部分については税方式で賄って普遍的な制度として組み込んで、安定、安心というそういった老後の保障に結び付けるべきだと、このように思っておりますけれども、厚生労働省としてのこの点についてのお考えをお聞きした

いと思います。

○政府参考人（渡邊芳樹君） もう委員御承知のとおり、私どもの国の年金制度は自らの老後に自ら備えるという考え方を基本として、拠出制の社会保険方式の年金制度を設けております。そうした中で、全国民に共通の基礎年金につきましては、産業構造、就業構造の変化にかかわらず安定的で公平なものとするように制度が仕組み立てられているわけがございます。

さらに、所得の低い方につきましては、免除によって税により、最大税により三分の一なり、今後二分の一なりの給付が保障される、こういう形になっておられるわけですが、全額税方式に、税財源で税方式という方途を取る場合には、こうした我が国の自助自律の考え方に立つ社会保険方式のメリットを放棄するのかどうか、あるいは生活保護との関係を御指摘のとおりどのように整理をするのか、多額の税財源について国民の合意が得られるのか、あるいはこれまで納付されてこられた被保険者の方々をどのように位置付けるか、医療や介護など他の社会保障財源との関係をどうするか、事業主負担を軽減するという政策にもなりかねないわけですが、事業主負担制度というものをどのように考えるか等々あるかと思えます。

税方式年金を採用しておりますOECDの先進国というのは、多くは北欧諸国、そしてカナダそれからオーストラリア、こういうように承知しておりますが、多くのOECD先進諸国におきましてはやはり社会保険方式が中心になっておるものと考えております。

なお、先ほどお話ございましたカナダのOAS、税方式の年金の部分でございますが、二〇〇三年度の支出が二百十四億カナダ・ドルということでございまして、カナダにおけるGDP対比で約一・七%、一・六五%でございますが、そのぐらいの支出になっていると見ております。我が国の基礎年金、二〇〇三年度約十六兆円というものの国庫負担が仮に二分の一ということといたしますと、対GDP比で同じように一・六%ということでございますので、我が国における基礎年金、あるいはそれに代わるものとしての基礎的な部分の年金を税方式にするということの国民経済上のマグニチュードというものがどういうものであるかというのは御理解賜れると思えます。

そういうことでございますので、我が国の場合には社会保険と最低生活を保障する生活保護との組合せということで対応をしておりますし、今後とも、そういうものの活用ということを通じ、また着実に二分の一国庫負担を実現するということが低所得者の免除手続を通じて年金の保障につながる、こういう考え方で臨んでまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 今のは従来の政府の、厚生労働省の見解を改めて披瀝されているわけですが、突き詰めた話、社会保険方式を基本に据えて、基礎年金も基本的にはそれをベースにするということになりますと、結局現実問題として無年金、低年金というのも発生するということは避けられない部分があるわけですね、もちろん努力はするにしても、で、私どもは税方式によって抜本的に変えろと言っているわけですが、政府の方はそこも社会

保険方式だと言っている。しからば、無年金、低年金対策をしっかりやっていればそれも一つの道かもしれませんが、現実問題としてそれが全然見えてこない、極めて乏しい現実と言わざるを得ないと思うわけでございます。

かねてより指摘しておりますように、最低加入期間も、今回のカナダを見ますと、基礎年金の部分は十八歳到達後十年居住しているというのが最低加入要件、そして所得比例の方はないわけですね。日本の場合は二十五年ということで、国際的に見ても、時間がございませんから私で申し上げますけれども、アメリカが十年、イギリスが十一年、ドイツが五年、フランスはない、スウェーデンもなしでしょうか、こういったことで、日本の二十五年というのは、基礎年金入れたときにむしろ二十年から二十五年に延ばしたというふうなこともあったぐらいでございますけれども、もちろん短ければいいということではないんですけれども、しかし余りにも国際的に見てもハードルが高過ぎるということもあろうかと思うわけでございまして、そのことについては御指摘を申し上げておきたいと思うわけであります。

それで、時間も迫ってまいりましたので、最後のポイントで、これ、カナダも調べたんですけれども、カナダのことは必ずしもよく分かりませんでした。と申しますのは、標準報酬の算出上、通勤手当を日本は含めているわけですが、カナダの場合どうかということで調べてみましたが、いろいろ厚生省も調べていただきましたけど、カナダの場合はやはり車社会でございましてオートモビルとかドライビングとかそういう言葉が出てくるんですけど、やはり日本で言う通勤交通の定期券的な、そういうふうなものが出てこなかったんで、これは対照はなかなかできないというのが結論でございますけれども、ただ、いずれにいたしましても、日本の標準報酬月額算出のときに通勤手当が入っているというのは、これは非常に素人的に考えて意外なわけですね、所得税は非課税になっている部分がございます。このことの根拠は何か、これをまず簡単に御説明ください。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 通勤費の取扱いにつきましては、かねてより御議論のあるところでございますが、社会保険、労働保険通じまして、賃金、給料、手当、その他名称のいかんを問わず労働の対価として労働者が事業主から支給を受けるものすべてのものを報酬としてとらえることとしております。通勤手当の位置付けも、労働の対価として得る報酬の一つであるということの位置付けの下に、保険料の算定の基礎としているところでございます。

また、近年に至りましても、通勤手当を支給していない企業もあるという中で、不公平が生じないようにしていくためにも、従来の取扱いは維持せざるを得ないのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

保険料の賦課対象となる報酬に通勤費を含めているか否かについて、諸外国の例につきましては詳細は承知しておりませんが、私ども、今日まで少しずつ調べているところで申し上げますと、やはり通勤費を含めている国もあれば含めていない国もあると、こういう状況ではないかと思っております。イギリスのように含めているところもあり、アメリカやスウェーデンのように含めてないところもあるというふうに承知しております。

○辻泰弘君 私はその根源、根拠規定は何かと聞いたんです。そちらの方を言ってください、簡潔に。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 健康保険法二条第一項におきまして、本法において報酬と称するは事業に使用せらるる者が労務の対償として受くる賃金、給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずべきものをいう、こういうふうにされております。

○辻泰弘君 私が申し上げたのは、通勤手当がその、報酬の中に入るのは何で決まっているかということです。

○政府参考人（渡邊芳樹君） この法律を基礎といたしまして、私どもの法律解釈、通知、こういうものによって明らかにしているところでございます。

○辻泰弘君 だから、それが何かを言ってくれて言っているんじゃないですか。ちょっとこれは無駄ですよ、時間が。速記止めてくださいよ。通告している話じゃないですか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 大変恐縮でございますが、通知の具体的な年月日等々につきまして私ども今手元に持っておりませんので、御報告を後ほどさしていただきたいと思っております。

○辻泰弘君 おかしいですよ、これは。通告してますし、大事なところですよ、そんなの。
（発言する者あり）

○委員長（山下英利君） 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長（山下英利君） 速記を起こしてください。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 大変失礼申し上げました。

昭和二十七年十二月四日付けの厚生省保険局健康保険課長からの疑義解釈の通知でございます。名前は「報酬の範囲について」ということでございます。通勤費につきまして回答をしていると、こういう通知でございます。

○辻泰弘君 それちょっと読んでくださいよ、そこを。

○政府参考人（渡邊芳樹君） まず、照会でございますが……

○辻泰弘君 照会はいいですよ。

○政府参考人（渡邊芳樹君） よろしいですか。

御来示の通勤手当はその支給方法として一応三か月又は六か月ごとに支給されているとしても、支給の実態は原則として毎月の通勤に対して支給され、被保険者の通常の生計費の一部に充てられているのであるから、これら支給の実態に基づいて当然報酬と解することが妥当と考えられます。

○辻泰弘君 今のね、生計の一部に充てられているということが一つのポイントではあるんですね。

で、もう一つ聞いておきますけれども、先ほど支給していない企業もあると局長おっしゃいましたでしょう。これ、前には、どれぐらいかって割合を調べて言っておられますけれども、どれぐらいやっていますか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 平成十一年の賃金労働時間制度等総合調査報告によりますと、通勤手当を支給していない企業が約一五%と承知しております。

○辻泰弘君 ということは、支給しているのが八五%なんですよ。先ほど年金協定のときにですね、五年で区切るのは八割で考えたとおっしゃったじゃないですか。その八五%が支給しているわけだから、それを大宗ととらえるというのが論理的な帰結であるべきだと私は思いますよ。

それで、これは突き詰めたところ、労働の対価、対償なのか、勤務に伴う実費弁償なのかと、この部分に突き当たるわけなんですね。これは、まず昭和二十七年の十二月のあの疑義照会についての回答がその今の日本のこの部分を規定しているというのは非常にお寒い限りで、私はそのこと自体本当に寂しいといいますか情けないというふうに思いますよ。

要は、税法上は昭和二十二年からそれが出発して、法律上じゃなかったんですけど、昭和四十一年に法改正をして非課税所得に位置付けたと。そして、ずっと増額をしてきて、今は十万円まで非課税というふうに認定されているわけなんですね。にもかかわらず、社会保険の方では、その通勤費という実費弁償の部分を所得に位置付けている、報酬に入れているわけですね。そこで非常にギャップができてしまっていると、こういう実態だと思うんですね。

例えば、十万円違うとどれほどランクが違うかといいますと、ランクだけ、等級がどれほど違うかだけ、これ通告してますから言ってください。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 厚生年金保険被保険者の報酬月額が十五万円の者、それから二十五万円の者の標準報酬月額等級、それを当てはめてみますと、それぞれ八級と十六級でございます。等級差は八級でございます。

また、報酬月額が四十五万と五十五万というふうにとらえてみますと、二十四級と二十

八級で、級差は四等級でございます。

それぞれの本人負担の厚生年金保険料額というのを見ても、十五万と二十五万の差でありまして七千八百五十八円、それから四十五万と五十五万の差でございますと八千五百七十二円と、こういうふうになっております。

○辻泰弘君 これは、実費弁償的なものが報酬とカウントされるがゆえに、実質的には実入りが無いのかかわらず、それだけ八千円なり一万円近く天引きになってしまうと、こういう状況なわけですね。素人目に見ても非常に矛盾した考え方で、これについては答弁もあって、このような、いつまでもこのまま放置してよいのかどうかというのは十分検討しなければならぬという政府の委員の答弁もかつてあったぐらいなんです。

そこで、私は思いますのは、国税の方は時代の変化というものに対応してきているというふうには思うんですが、社会保険の方がその分全く対応できていないというふうには言わざるを得ないと思うんです。これはほかの行政の施策でもそういうところが私は本当にあって、前も予算委員会でも雇用対策基本計画のことを申しましたけれども、本当に状況に応じて機動的に対処しないということの本当に典型的な例ではないかと、このように思うんです。

そこで、最後に大臣に、これは難しいことじゃなくて、非常に単純と言うと失礼ですけども、普通の素人から見ても分かりやすい部分で、通勤費が、定期代が所得税法上は、所得課税においては非課税所得になっていて掛からない、しかし社会保険においては算定対象になっていると、この部分はやはりおかしいと。やはり労働の対償、対価ということで位置付けているからそうになっているんですけど、これはやはり勤務に伴う実費弁償だと思っておいて、そういった意味で、大臣の御見解をお伺いして、このことについて、やはり時代に応じた、やはり課税と同じような形で持っていくべきだと。それなるがゆえに日本の場合は報酬比例年金と言っているけど、一般には所得比例年金と言っているわけですね。そこにもつながっているかと思いますが、その点について大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（川崎二郎君） 委員がお調べになったように、国々によってもそれぞれのようにございます。一つは、委員が御指摘いただいた定期代、私もサラリーマンの時代がありますから、定期代と言うと極めて分かりやすいですね。しかし、カナダに行くと車で通う人が多いから、これの通勤費というのをどう考えるかと、こういう問題が残されていることは事実だろうと。しかし一方で、税の上では整理したじゃないかという御指摘もあります。

したがって、私どもは検討すべき課題であるという認識はいたしております。私ももう少し自分自身が勉強してみたいと、こう考えます。

○辻泰弘君 この点についてしっかりお取り組みいただくように申し上げるとともに、先ほどの資料についての、昭和二十七年のことについては、私は通告もしたし、夜、昨日私

いただいているわけですからね、それが無いなんということはありません、その対応自体が私はやはり隠ぺい体質を持っていると、このことを指摘せざるを得ないと、このように思います。

以上で私の質問を終わります。

○委員長（山下英利君） 午後一時から再開することとし、休憩をいたします。

午前十時五十四分休憩

—————・—————

午後一時開会